

原子力保険の現段階と原子力賠償責任保険約款について

長崎 正造

一 原子力保険の性格

十月十三日から三日間にわたって、ロンドンにおいて、英国の保険業者、欧州諸国の保険業者が集って原子力保険に関する国際的な会議を開いた。第一回は一昨年の二月、第二回は今年の二月、いずれもロンドンで開かれ、今回は第三回目の会議である。議題として取り上げられると予想される事項には次の如きものがある。(1)保険する事故をどうするか。すなわち、原子力損害以外の損害をも併せて担保することについて討議される。財産保険については、このほか機械的な損害特に炉心の損壊を原子力保険で担保するのがよいかどうかという問題がある。(2)財産保険で放射能汚染のみを担保する特約条項に関する問題。(3)原子力保険が創設されれば、普通の財産損害保険や賠償責任保険では、原子力損害を、免責とすることが適当と考えられるが、このこと

をめぐる問題。(4)原子炉の所有者又は運転者に原子力損害に関する賠償責任を、集中することをめぐる問題。(5)原子炉所有者が、原子力損害を起したことに對して責任のある者に対して有する求償権を放棄する問題。(6)代理店や保険ブローカーに支払うべき手数料をどうするか。(7)元受保険プールの経費を再保険者がどう分担するか。(8)各国保険プール間の再保険の授受に際し要求すべき資料や書類をどのようにすべきか。(9)保険料率に関する事項等であり、これらがすべて取上げられ結論が出されるか、またほかの事項も論議されるかは目下のところ不明であるが、われわれは、国際的な保険業者の

にするものがあり、業務運営の細目について、できるだけの一致点を得ようと努力しているように思われる。ところで、原子力保険とはどのような性格を持つ保険であろうか。

第一に、原子力保険は予測が極めて困難な災害に関する保険である。一九四三年エンリコ・フェルミが原子炉の連鎖反応を起すことに成功して以来、原子炉に関する事故で、公表され研究されたものは十指に満たない。また昨年十二月現在で運転中の原子炉は、全世界で一四基であるという。もとよりこのような資料に基いて大数法則を適用し将来の予測をすることはできない。事故の頻度は極少であるにしても、一たん被害が拡大すればその大きさは測り知れないものがあるといわれているし、事故や被害の態様も把握がむずかしい。人体障害の後発性という特殊性は、損害支払額を予想するのに一層の困難を来す。原子力保険は、地震保険・風水害保険と同様にいわゆる大災害保険のカテゴリーに属するものがあるが、保険料率の算定という点からいえば、一層むずかしいといえよう。

これらの事業は民間企業がこれを担当する建前である。万一の災害の被害者に対する補償制度を確立することは、原子炉の稼動に不可欠な前提条件であるのみならず、原子炉の輸入も核燃料の購入、賃借もこれなくしてはできない状況となつていたのである。損害保険会社は、多年にわたって、企業や家計が直面するいろいろな危険を克服する機能を果してきた。原子力危険について、政府の補償体制が必要であることはその危険の性格にかんがみてこれを認むべきものであると考えるが、民間保険会社がその力の及ぶ限りにおいてますこの危険に取り組むことは、そのふさわしい使命であると考えられるのである。共産圏を除く欧米諸国においては、例外なく原子力災害補償体制の一環としてまず保険会社による原子力保険を確保することを国の政策として取上げている。ただ損害保険会社は、火災保険、海上保険、自動車保険等の各種の保険を営み、多数の企業や家計を対象として莫大な責任を引受けている。従って原子力保険の引受によっていやくもこれら既存の保険契約者に迷惑を及ぼすようなことがあってはならない。ここに原子力保険の限界があることはいうまでもない。

第三に、原子力保険を保険技術の軌道に乗せるためには、保険会社の国際的な協力が必要である。まずこの危険をでき

るだけ大数の法則によって削減するためには、国際的な再保険にまたなければならぬ。次に、原子力発電所にせよ、原子力船にせよ、巨大な財産である。日本原子力発電会社が建設しようとしている原子力施設の建設費は二六〇億円といわれる。さらに重要なことは、原子力施設に隣接する地域の住民やその財産の万一の被害を保障することである。これは現段階においては、原子炉等の設置者が負担する損害賠償責任を保障するという方法で行うことが適当である。その賠償責任の予想最高金額はこれまた個々の民間保険会社の力をはるかに超えるものであることはもちろん、多くの場合一国の保険会社の総力をこえるものである。そこで各国の保険会社は、まずその国内の保険会社の総力をあげて保険金額を消化するため、保険プールを結成する。次に、各国の保険プールは相互に再保険を行うこととした。これをマーケット・ベースで再保険を行うといっている。このような国際再保険市場の中心地は、目下のところロンドンの市場である。冒頭に述べた保険業者の国際会議は、各国保険プールの協力体制を作ることが大きな目的であるとされているが、以上述べたところで知られるように、原子力保険の引受条件すなわち保険約款や保険料率は、国際的な色彩が極めて濃いものであることとなる。

第四に、原子力保険は、異常災害の保険であって、長期にわたってはじめて危険が平均されるものである。従って、毎年収入された保険料と支払保険金、支払経費との差額は、各年度の利益金として計上されるべきでなく、収支の残額は保険対象の存続期間中繰越してこれを責任準備金として確実に積立てられるべきであり、法人税法上特別の配慮がなされるべきである。所要の金額をできるだけ速やかに蓄積し、担保力を確保することにこの種の保険の成否がかかっているからである。

二 わが国における原子力保険の研究とその現段階

昭和三年一月一〇月に、ロンドン市場から日本の保険市場に対し、米国の原子炉等に対する保険の再保険を引受けるかどうか引き合いがあり、わが国の保険会社はこれを承諾することとするともに主として米国の原子力保険に関する資料に基いて研究を開始し、米国の原子力財産保険約款及び賠償責任保険約款の検討翻訳を行い、またわが国の原子力保険プール定款案などを作成した。昭和三年三月に至り、日本損害保険協会内に原子力保険プール結成準備委員会が設けられ、日本の保険会社二〇社が一体となって原子力保険と取組む姿勢が採られた。日本

原子力産業会議は、約四ヶ月にわたって原子力災害補償問題を研究の結果同年六月中旬報告書を公表したが、「原子力災害の公衆に対する補償方策としては、まづ原子力賠償責任保険が考えられ、これによりカバーできない損害に対しては、国家補償などが問題となる」とした。同年

一〇月原子力委員会は、原子力災害補償についての基本方針を決定し、その中で「現行保険業法に基く原子力責任保険の実現を促進し、原子炉設置者等が当該原子力責任保険に加入することを可能ならしめる」とした。この頃損害保険協会のプール結成準備委員会も、一般財産保険、責任保険の三小委員会を設けて研究を促進するとともに原子力保険事業の免許申請に必要な準備に入った。

昭和三年一月には、原子力委員会に原子力災害補償専門部会（部長我妻栄）が設けられ、同部会も原子力賠償責任保険の内容、その限界等について、検討を開始した。同月政府は原子力災害補償調査団を編成して海外に派遣し、各国の原子力保険の実情等を調査させた。一二月になって損害保険協会は、わが国原子力保険の最高保有額は、原子力財産保険と責任保険とを併せて一五億円程度とすることが適当であることを認めると共に、このような元受会社の保有に対し海外再保険市場がどの程度まで再保険を引受けてくれるかを打診することとなり、ロ

ンドン保険市場が積極的になが国保険市場の要請に応ずる態勢にあることを確認することができたが、また、地震危険を保障することが極めて困難であることも判明した。

昭和三年四月には、原子炉等規制法の改正が行われ、原子炉設置の許可の要件として賠償責任保障が強制されることとなったことは周知の通りである。改正規定は、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害で原子炉施設のうち政令で定めるものの事故に基くものによつて第三者に損害を与えた場合におけるその損害を賠償するための措置」を原子炉設置許可の申請書に記載すべきことを定め、この改正法の附則によつてこの規定は昭和三年一月三日以前に施行されることに定められた。損害賠償措置として、保険会社の原子力賠償責任保険が期待されたことはいままでもない。

かくして原子炉施設の設置者を被保険者とする原子力賠償責任保険は、自動車損害賠償保障法に基く賠償責任保険と同様に強制保険となり、その他の原子力保険と異った性格を持つこととなるとともに、保険会社はおそくとも来年一月三日までには、この保険証券発行に関する準備を完了しなければならないこととなったのである。原子力保険プール結成準備委員会は、

本年四月、原子力財産保険及び責任保険について、それぞれ、普通保険約款、事業方法書、保険料及び責任準備金算出方法書等の草案を作成し、原子力保険ブール定款案を作成した。ついで、普通保険約款案を再保険先である英国原子力保険委員会に送付して検討を求めるとともに、同委員会と交渉の結果英国保険市場において、賠償責任保険について約四〇億円、財産保険について約六〇億円合計約一〇〇億円の再保険の消化ができることを明らかにするに至った。しかしながら、賠償責任保険普通保険約款案については、英国原子力委員会からいろいろな注文がつけられてきたのである。その内容については、後に述べることに譲ることとするが、賠償責任保険について英国市場だけで約四〇億円の再保険を得ることができれば、わが国保険会社の賠償責任最高保有限度を一五億円の半分の七億五千万円とみて、合計四七億五千万円の保険の引受を確保することができる。また財産保険については、六七億五千万円の引受けができることになる。ここにおいて、損害保険協会は再保険先であるロンドンの要望を検討の上賠償責任保険約款第二次案の作成を去る九月に完了したのである。以下において説明を加えるのは、この第二次案についてであるが、わが国において問題とした問題となるであらういろいろな事項は、冒頭に述べた

今次の原子力保険国際会議においても依然として議題として取上げられてい。そこで、この会議の結果について見通しを得た上で、再保険者の要請を容れた普通保険約款の最終案を作成しなければならぬ。一方、保険業法に基いて保険約款その他の基礎書類の審査を受けなければならず、また賠償責任保険の保険約款や事業方法は、原子炉等規制法の規定に應じたものであり、かつその要請にもとらぬよう調整されなければならぬ。しかも、少くとも賠償責任保険に関する限り、本年中には営業免許をえてブールによって営業を開始できるように取運ばれなければならない。原子力保険が成人するまでには、今後幾多の年月を要するのであるが、以上のような意味において、この保険創設の作業は、まさに大詰めに来たものといえることができる。

三 原子力保険事業の概念

保険業法第一条は、「保険事業を営むには主務大臣の免許を受けること要す」としているが、損害保険事業においては、営業免許は、保険事業の種類毎に与えられる。海上保険事業、火災保険事業、自動車保険事業、風水害保険事業、賠償責任保険事業の如きがこれである。原子力財産保険の場合、保険金が支払われる損害は、放射能汚染だけではなく、火災、爆発、その他の事故による損害も

担保される総合保険であるのが各国の例であり、契約者にとってもその方が便宜である。ところで今日火災保険は、必ずしも火災損害だけを担保するものに限られない。そこで、原子力財産保険は、火災保険の拡張担保契約としても構成しうるものである。また、原子力賠償責任保険契約は、明らかに、保険契約法上は、既存の賠償責任保険契約と同類であり、賠償責任保険事業として観念しうるものである。このように考えるならば、保険業法に基いて、火災保険事業又は賠償責任保険事業の事業方法書等について変更認可を受ければよく新たな営業免許は不用であり、従って、各保険会社の定款を変更する必要もないわけである。しかしながら、放射能損害は特殊な危険であり、保険引受方法等についても特別の工夫を要し、このような損害をつぐなうことを主たる目的とする事業は、既に述べたような特別な性格があるから、別種の保険事業として補足することが適當であり、また、責任準備金の算出方法、その法人税法上の取扱についても特別措置を要するものである。このような見地から、放射能危険を担保する損害保険事業を一括して原子力保険事業とし、これを原子力財産保険事業と原子力損害賠償責任保険事業に分ける方針が採られることとなった。従って、日本の損害保険会社

二〇社は、去る六月の定時株主総会において、定款変更の決議をして、原子力保険事業を事業の目的に加えた。定款の変更は、保険業法上の認可事項であるが、この認可は、営業免許と同時に支えられるので、その時に定款変更の効力が発生することになる。

四 原子力損害賠償責任保険約款

この保険約款は、原子力災害補償立法が実施の運びとなれば、その如何によって変更を加える必要を生じてくるであろうし、また、原子力災害補償に関する国際条約ができれば、それによって修正を受ける必要が起るであろう。また世界各國原子力災害補償制度の内容は必ずしも十分に固まっていないうといえよう。各種の条約草案も作成されるが、研究討論の都度改正されるような状況である。各國保険業者間の意見もまだ一致せず、英国と米国とは、約款でも保険料率でも基本的な相違点がある。わが国の保険業者の保険約款作成作業は、英米の事例を参照し、わが国の法制と一般の保険約款の実情とに合うようにすることを目的としたことはもちろんであるが、国の内外の要請、しかも必ずしも同方向でない要請にはさまって、難航を続けた。しかし、ようやく問題は、保険約款に関する限り二、三の点にしばられたといえよう。以下、第二次案を主とし、必要に応

じ旧案との相違点に言及しつつ、原子力賠償責任普通保険約款及び被保険者拡張担保特約条項の解説を試みることにする。

(1) 保険事項

保険される事故は、旧案と第二次案（以下現案という）では基本的な点において相違がある。旧案では、原子力施設における「事故により生じた原子力災害につき、法律上の損害賠償責任を負担すること」を保険事故とし、「原子力災害とは、放射性物質の放射性、爆発性その他の有害な特性により生ずる人の身体の障害もしくは物の滅失・き損・放射能汚染をいう」ということによつていた。これは、いわば米国式であつて、非原子力事故に因る賠償責任を保険事故としない建前である。しかし、現案では、「事故により、人の身体に障害を与えまたは物を滅失・き損・汚損させたことによつて法律上の損害賠償責任を負担すること」が保険事故となつたのである。このように、一般災害による賠償責任をも併せて保険の対象とするのはいわゆる英国式である。今日放射能被害を発生させる事故または被害の態様は、必ずしも十分に説明されてはいないようである。原子炉施設における一般の事故例えは、火災又は爆発によつて、人が死亡し又は物が損壊したが、その後続して原子力事故が

起つて放射能被害が生じたような場合、既に死亡した人又は既に損壊した物については、それらがたゞ放射能汚染をこゝろむつていたとしても、「放射性物質の有害な特性」による被害とはいえないであらう。また、「汚染された物によつて生じた損害」のすべてが、「放射性物質の有害な特性」に帰すべき損害とは限らない。さらに、放射能被害と然らざる被害とが混在するとき、それぞれを区分評価することには困難が伴うであらう。以上のようなことに伴つて生ずる争いをさけるには、一般災害に関する賠償責任をたき合わせて保険の対象とすることがまぎらつていと考えられよう。従つて、保険契約者もこのような広い担保を行う保険証券を購入することを便宜とする場合が多いであらう。ただ、明らかに放射能損害でない損害に対する賠償責任保険を付保させる結果となることを免れず、またこのためそれだけ原子力災害資力保障としての賠償責任保険の担保力がせびめられるという問題は残るが、前者については、「放射能損害を含んでいるすべての損害に関する賠償責任」をつぐなう責任保険（この場合厳密には放射能損害でない損害に対する賠償責任が保険の対象となつてい

ることを認めなければならぬ）が国際的保険市場で承認されていない以上やむをえないことと考えられ、後者については、明らかに一般災害にもとずく賠償責任に

ついで保険金が支払われたときは、保険会社が保険金額の復元を承認することとすれば実際問題として資力保障上不都合を生ずることはないであらう。

(2) 保険契約者

特別の制限はないが、原子炉等規制法に基く賠償資力保障として付保される場合は、原子炉の設置者ということになる。

(3) 被保険者

原則として原子炉所有者又は運転者であるが、「被保険者拡張特約条項」によつて、このほかに、事業関係者が含まれる。事業関係者とは、核燃料や原子炉施設の供給者、原子炉施設の建設請負業者等原子炉施設等の災害に関連して不法行為に基く損害賠償責任を追求されるおそれのある者を広く含むが、例えば航空機の落下によつて原子力災害が起つた場合当該航空事業者にたゞし不法行為に基く賠償責任があつたとしても事業関係者ではないから、この保険者には含まれない。

被保険者群に対しては、一本の保険金額が適用される。各被保険者に対して、別建ての保険金額とするときは、原子炉所有者と事業関係者が災害につき連帯して賠償の責任を負担する場合または原子炉所有者が災害に関連して事業関係者に

対し求償権を行使することができる場合には、保険者の支払金額の最高額は予測困難となる場合を生ずるであらうからである。

(4) 保険金が支払われる損害の範囲

被保険者が被害者に対し賠償債務の弁済として支出した金額のほか被保険者が支出した争訟の費用であつて保険者が予じめ同意したものと及び求償権の保全に必要又は有益な費用に限られる。被保険者が損害の拡大防止もしくは軽減のため支出した費用は支払われない。しかし、現実に身体に障害を受けた被害者又は現実に物の損壊を受けた被害者のために、被保険者が例えば除染作業に必要な費用を支出したときそれが被害者に対する賠償債務の弁済と認められる場合には、その費用は保険金として支払われることとなる。被保険者が支出するいろいろな費用のうちにはたゞし損害防止的性格をもつものであつても賠償債務の弁済としての支出として支払われるものも多い。なお、現実に身体障害を受けずまたは物の損壊を受けなかつた者が、避難に要した費用については、既に述べた保険事故（人の身体に障害を与えまたは物を損壊させたことによつて法律上の損害賠償責任を負担すること）に因つて生じた損害に該当しないから支払われない。一般的に損害防止費用を負担することとするときは、保

保険金が支払われる損害の範囲を不明確にして肝心な被害者に対する保護に支障を来すおそれが多いからである。なお、保険以前の問題として、原子炉所有者の負担する法律上の賠償責任の範囲は、人身賠償及び物的賠償のそれぞれについて明確に規定されることが望ましいように思われる。また、原子力災害に対する消防制度が国又は公共団体の費用負担において整備されることが望ましいと思われる。

(5) 保険金額

すべて、保険の引受に際しては、保険者の最高支払限度額を予め予定しておくことが必要である。物の保険では、物の価額は法定の最高限をなしており、保険金額は保険者と契約者との間に協定される限度額である。賠償責任保険の場合、物的賠償責任では物の価額が一応の目安となるが、人体賠償ではそのような基準はない。そこで通常一事故についていくら又は被害者一人についていくらというようにまたはこの両者を組合せて限度額が定められる。ところで、放射能損害には、緩慢な放射能の累積による損害とか後発的損害とか特殊な態様がある。そこで、事故を基準として支払限度額を決めるときは、事故が二回以上起った場合には、後年において被害がいずれの事故によるものであるか判別困難とな

り、支払限度額の意味がなくなるおそれがある。例えば、事故について保険金額五〇億とし、第一回の事故によって、一年目に一〇億円支払われたとする。次の年に事故が起って被害が競合すれば、被害者にいずれの事故による損害であるかを証明させることとすれば別であるが、事実上は二年目には第一回の事故による損害とを併せて支払うこととなりいずれの事故による損害であるかは名目的なものとなる。その支払額を三〇億円とし、同様に三年目に五億円支払い、四年目にさらに五億円支払ったとすればそれで五〇億円に達する。五年目以降は、毎年支払額五〇億円に達しなかった事故による損害として保険金請求が行われよう。かくて、保険者としては一事故を基準として限度額を設けても、結局その限度額に事故の回数を乗じた金額だけ支払うという事態が考えられよう。これでは保険引受額に制限を設けた趣旨が没却され保険事業の計算が成立しない。そこで、保険者としては、支払いの都度それだけ残存責任額が減少してゆくという建前を堅持しなければならぬ。いいかえれば、保険金額は、同一原子力施設の存続する期間を基準にして決定するべきであるということになる。他面からいうならば、保険金額の復元は原則として認めないということになる。このような建前を、インストレーション、ベース (per installation

principle) といひ、世界各国の保険業者が堅持している原則である。

この原則は、しかしながら、一事故による被害の範囲が明確となり、原子炉が完全な状態において新たに操業を開始した場合に保険金額の復元をすることをさまたげるものではない。

(6) 保険期間

この保険約款案では、被保険者に賠償責任を発生させた事件が保険期間内に発生したことが保険金支払いの要件となっている。

保険金額を一施設を基準として決定するという建前からいへば、保険期間は、原子炉施設の運転が存続する期間又は残存責任限度額が零となる時のうち、何れか早い時期に終了するという不確定長期保険契約が適当のように思われる。また、原子力保険が異常災害保険であるという性格からいっても、そのように立論されるであろう。旧案においては、このような考えから保険期間は、不特定長期とした。米国においては、賠償責任保険について長期保険契約が採用されている。しかしながら、長期保険契約にも短所がある。原子力保険は創成の時期であって、今後いろいろな変更が予想される。従って、このような暫定的な保険約款に、十年二十年の長期契約を採用することは、契約条件を変更する必要性を生じ

た場合に紛議の種を残すおそれ大きい。また、保険プールの構成員や再保険者の構成に変更が行われた場合の処理が著しく困難となる。また、長期契約であれば、保険料期間は、施設の存続期間を基準として決定されるべきであるが、保険料率算定の理論は、そこまで進んでおらず、一年を基準として適当に決定される建前であり、保険料率は年により変更されるかも知れない。とすれば、長期契約といっても実質的には一年契約と異ならない。ロンドンを中心とする国際再保険市場は、一年契約の建前を採っている。そこで、現案においては、旧案の建前を変更して一年契約にふみきった。しかし、保険金額を施設当りとするという原則は貫徹しなければならぬので、この契約の保険金額は、当該契約の対象となっている施設に対する既存の契約及び後続する契約を通じる保険者の総補償責任限度額であるという規定を設け、保険金額に特別の意味づけを行いこれらいずれもの保険契約に基いて支払われた保険金は、その都度保険金額から控除され、その残額が各保険契約に共通する残存責任限度額となるものとしている。いいかえれば、損害額が確定して保険金が支払われる都度、各年度の保険契約の残存責任限度額が一せいにそれだけ減るといふ構成を採って、ある年度の契約の保険期間中の事故による保険金請求額が全部確

定しなくても（これが確定するまでには最長十年かかる）、その後の年度の契約の保険期間中の事故による損害で確定したものがあれば、先に支払いうることとした。

(7) 免責事由

現案においては、原子力災害と一般の災害とを併せて保険の対象としているもので、免責事由は双方に通じるもの、原子力災害に特有なもの、一般災害に特有なものに区分して整理する必要を生じた。双方に通じる免責事由は、(イ) 保険契約者又は被保険者の故意による賠償責任 (ロ) 戦争その他の変乱による賠償責任 (ハ) 戦争用具の製造、供給、管理または使用による賠償責任 (ニ) 地震又は噴火による賠償責任 (ホ) 特約によって加重された賠償責任 (ヘ) 被保険者が所有・使用または管理する物の損壊につき、その者に対し正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任 (ヒ) 被用者の業務上の身体障害に対する賠償責任 (フ) 医療上の処置またはその結果に対する賠償責任等である。(イ)の保険契約者また被保険者には、それらの被用者を含まないことはもちろんである。(ホ)は、被保険者が一般の不法行為法上又は債権法上の賠償責任より加重された賠償責任を特約によって負担してもそれは支払わないという趣旨であり、(ハ)(イ)の免責事由は、原子力

財産保険、労働者災害補償保険、特別な賠償責任保険の分野において担保される性格の損害であるからである。原子力災害に特有な免責事由としては、(イ) 施設の正常な運営に伴う放射能汚染によって生じた賠償責任 (ロ) 放射性物質の運送に伴って生じた賠償責任 (ハ) 事故発生日から一〇年後被保険者に損害賠償請求を行った者に対する賠償責任である。(イ)は、原子力事故とは、その当初において偶発的なものであれば、放射能の放出が徐々に行われ累積した場合であっても担保されるが、原子炉の正常運転に伴う被害は、保険の対象としないという趣旨である。(ロ)は、国内輸送については、別に「運送危険担保条項」によって担保する趣旨である。国際輸送に伴う原子力賠償責任は、海上保険で引受けられるか、別途この保険の特約によって引受けられるか、未解決である。(ハ)は放射能災害の後発性に対応規定であり、この点に関する民間保険会社の能力の限界を示すものともいえよう。一般災害に関する免責事由については、説明を省略する。

(8) 保険者の代位求償権

保険契約法の一般原則に則った規定が存置されているが、原子力災害については、被保険者が事業関係者に求償権を有する場合においても、保険金支払の際に被保険者をしてその求償権を放棄させ

ることとして実質的には保険者の代位求償権を否認した。ただし、原子力事業者に故意があった場合はこの限りでない。代位権の放棄は、原子力災害に関する賠償責任について、一本の保険金額による被保険者群方式の特約を採用したことから表裏するものといえよう。すなわち、代位求償権の行使を認めるときは、そこに賠償責任保険の需要を生ずるが、同一の原子炉施設について別の保険の引受に添ずる余裕がないことに基づくものである。もっとも、被保険者拡張担保特約を付して保険引受けがなされた場合には、事業関係者に対し代位求償権を行使しても実益がないので、求償権放棄に関する規定は念のためのものに止まる。

(9) その他

以上のほか、二以上の被保険者が連帯して責任を負う場合における責任限度、損害予防義務、契約の解除等について、一般の保険約款と異なる規定を設けている。また告知義務、危険変更の通知義務、事故の通知義務、契約の無効、解除、保険料の追徴、返還、保険金の請求、保険金の分担、仲裁等については、一般の保険約款と同様であるかまたはこれに準ずる規定を設けているが説明を省略する。

るが、既に述べたように、資料として用いた約款案は、最終的なものではなく、またその説明内容も私見に基づくところが少なからず、誤まりのあることをおそれる次第であるが、今後の研究上の参考となれば幸いである。なお、原子力財産保険約款、保険料率、日本原子力保険ブール等についても述べるべきであるが、既に予定の紙数もつきたので、これらについては他の機会に譲ることとする。

(筆者・東京海上企画室長)

正誤表

本誌一八九号憲法における条約の地位(栗山茂)中左の誤りがありましたので謹んで訂正申し上げます。

頁	誤	正
3	1 本文	成文
3	2 本文	成文
3	4 本文	成文
3	5 制限されていない	制限されている
3	8 する行為	される行為
3	12 本文	成文
3	25 この	その
5	2 承諾	承認
5	18 承諾	承認
7	3 (以)前	(以)外
7	4 裁判所にある	裁判所による
8	1 最初の	最初の
8	14 最初の	最初の
8	28 多数国の	多数国の